

清代後期ハルハ・モンゴルの旗内行政統治における印務処の機能について

堀内 香里*

Study on the Administrative Functions of Banner Office of Khalhas in Mongolia during the Latter Half of the Qing Period

HORIUCHI Kaori

要旨

現地一次史料を使った近年の研究によって、清代モンゴル社会には、王公タイジの属民統治組織が存在していたことが明らかにされ、満洲がモンゴルに導入した盟旗制とモンゴル王族による統治体制との併存が示唆された。従って、清代モンゴルの統治様態の解明には、単に盟旗制の制度的形式のみならず、そうした併存の在り方を明らかにする必要がある。

本稿では、その一環として、モンゴル国立中央公文書館所蔵のハルハ・セツェン・ハン部中前旗の文書史料を用いて、旗民によるノタグ（居住地・牧草地）変更申請事案の処理過程を分析することを通じ、旗内統治における印務処の果たした役割を考察した。その結果、旗の住民と印務処との間で調整されていたのは、常にアルバに関する問題であって、移動それ自体に付随するような経済的負担の援助や、牧草地を巡る住民間の対立などの問題ではなかったことが判明した。ここから、印務処は、旗民の生活全般を一手に管理・掌握していたというより、アルバの管理といった、自らの権限に属する事務を処理していたことが示唆された。同時に、旗社会内部における利害関係の調整やコンセンサスの形成などについては、印務処の介入を経ずに調整する別の組織形態を想定する必要が示された。

キーワード : モンゴル、清朝、統治、旗印務処、ノタグ

Keywords : Mongol, Qing era, government, banner office, *nutug*

目次

はじめに

1. 旗民の申告
2. 旗印務処の調整機能
3. 旗印務処のアルバ管理
 - 3.1. アルバ
 - 3.2. 所属変更
 - 3.3. 収容停止

*東北大学大学院環境科学研究科

3.4. 小結

おわりに

はじめに

清代モンゴルの行政統治制度については、矢野仁一以来多くの研究が蓄積されてきた。かつては、档案史料の実見が困難であったこともあり、『欽定理藩院則例』や『欽定大清会典』等の清朝中央編纂史料から導出された盟旗制を、そのまま清代モンゴルの行政統治体制として叙述した〔矢野 1925；田山 1953；趙雲田 1989 ほか〕。しかし、1990 年代半ばにモンゴル国立中央公文書館の档案史料を調査できるようになり、中央編纂史料からは見えてこなかった、モンゴル独自の社会構造が明らかにされ始めた。岡洋樹は、ハルハ・セツェン・ハン部中末旗を事例に、バグと呼ばれる王公タイジの父系血縁分枝集団と、それに属民集団を合わせたオトグの組織について論じた〔岡 2007 ほか〕。また、中村篤志は、ハルハ・トシェート・ハン部左翼後旗におけるバグの存在を明らかにし〔中村 2003；2005〕、ブレンソドも、ハラチン三旗においてウリヤンハイ氏族であるタブナンが父系血縁分枝集団を構成していたことを指摘した〔ブレンソド 2013〕。これらの研究によって、王族の父系血縁関係と、王族とアルバトの統属関係との両方を基盤とする社会構造が、内外ザサク旗に広く存在していた可能性が示された。このことは、満洲の下で新たに導入された盟旗制が、王公タイジ・タブナンによる属民統治体制と併存していたことを示唆している。つまり、清代モンゴル統治様態の解明に向けた新たな課題は、こうした統治の二重性のあり方を説明することである。

しかしながら、これについて先学は十分な答えを提示しない。岡の研究は、初めて清代モンゴルの統治の「重層性」〔岡 2003：53〕を論じた点において重要な意義をもつが、「清朝のモンゴル支配は、満洲が導入した旗・佐領の制度と、オトグやバグ構造に代表されるモンゴル在来の王族支配を併用したものと言える」と述べるに留まっており〔岡 2003：57〕、その具体的な状況を解明するには至っていない。その要因の一つとして、同研究が比丁冊や系図、戸口家畜冊のような社会の静的様態を表す史料を基礎としたことが指摘できよう。別言すれば、この類の史料からは形式的な社会構造を導出することはできても、当該社会における統治関係のあり方やその性格を十分に考察することは困難だったのである（注1）。無論、多様な場面で作成された文書史料から、社会の動的様態に着眼した研究も行われている。その結果、断片的ではあるが、旗内の社会構造とそれを通して実現された社会的・行政的機能の具体的な姿が明らかにされてきている（注2）。とはいえ、それも緒に就いたばかりであり、旗印務処や王公タイジによる統治行為の全体像を描出するには及んでおらず、また「統治」の内容そのものへの注意も十分払われているとは言えない。

以上を踏まえ、本稿では、旗民によるノタグ（注3）変更請願とそれに対する旗印務処の対応に注目し、印務処が担った統治上の役割を考察する。旗印務処とは、旗の行政統治を担う役所で

ある。そこには、世襲のザサクのほか、協理タイジと、管旗章京・梅倫章京・札蘭章京などの官員が輪番で勤務していた。彼らは、清朝の規定や中央の命令などに従って、旗の比丁冊・系図等の冊子や地図などを作成したり、他処と文書をやりとりしながら、犯罪やアルバなどの事案処理に当たっていた（注4）。しかしながら、既述の通り、印務処の旗内部における働きは殆ど明らかにされていない。なお、清代モンゴル統治のあり方を明らかにするためには、モンゴル王公タイジの役割についても考察すべきであるが、これについては機会を改めて論じたい。

さて、モンゴル国立中央公文書館は、清代モンゴルの文書史料を膨大に所蔵しており、我々外国人研究者の利用も比較的容易である。同公文書館の清代ザサク旗のフォンドのうち最も保管単位数の多いのは、ハルハ・セツェン・ハン部中前旗（以下中前旗と呼ぶ）である（注5）。そこには主に乾隆年間以降、中前旗印務処が作成した比丁冊や戸口家畜冊などの冊子、盟長処や他旗印務処等とやりとりした摺子のほかに、同旗の住民が上呈した種々の文書が多数収められている。特に、旗内部を往来した豊富な文書史料からは、様々な立場の者の動きや主張などが読み取れ、旗内社会における統治関係の立体的な考察が期待できる。

本論では、こうした理由から中前旗を事例にする。同旗は康熙 31（1692）年に設置され、セツェン・ハン・ショロイの第九子アナングを初代ザサクとする（注6）。ソムの数について知り得たところでは、乾隆期（1736-1795）後半に5ソムとなるまで安定せず、その後は、咸豊期初め頃に4.5ソムに減額されたことが見られるのみである（注7）。旗の領域はセツェン・ハン部のなかでも広く、少なくとも清代中期以降は、現在のモンゴル国ドルノト県のほぼ北半分を占めていた（注8）。また旗下には、族長タイジ管下のタイジ集団と、その下でダルガが管掌するオトグのアラド集団のほかに、ザンギ（蘇木章京）やフンド（驍騎校）等の官員が管轄するソムの集団が存在した。アルバの徴収など、印務処による旗内管理はこれらの集団を単位にして行われ、メデグチ（注9）は現場の管掌者として機能していた。こうした旗内の管轄体制は、各集団が集住することで実現していた〔堀内 2013〕。

上でも触れたように、本稿では主に旗民によるノタグ変更の請願事案を分析する。この事案群は、前稿〔堀内 2013〕の「離脱」事案と、旗民が集団を離れて移住する点で同様の移動形態を見せるものであるが、印務処への報呈者の立場や処理内容が異なっている。すなわち、「離脱」事案では王公タイジやメデグチが、所属集団を離れた住民について訴え出ているのに対して、本稿で分析する事案では、移動する住民自らが旗印務処に申し出ている。また、前者では住民を集団内に戻すことが目指されたが、後者では逆に、住民が集団を離られるよう処理が進められた。そこで、この両者を比較分析することを通じて、印務処をはじめとする旗内部の各関係者の役割を多角的に検討し、そこに一貫する論理とは何であったのかを考察する。なお、ここで清代後期に限定したのは、嘉慶年間（1726-1820年）以前の史料を見出せなかったという消極的な理由からだけではない。この時期がハルハの満洲への帰順から約150年以上経過し、盟旗制下における事案処理方法が定常化していたためでもある。

1. 旗民の申告

旗の王公タイジやアラドが所属集団を離れて居住することを、自ら旗印務処に報告した事例は多く見出される。同治 12 (1873) 年 7 月 28 日付けで旗印務処が作成した文書に、

この度、汝 [ダルガ・ゲリグセングのこと] のところのオトグのバトバヤルが申し出たところには、「私は現在、齢八十に届き体力も衰えているため、ヘルレン河以外の水は [体に] 合わず、またオトグの衆のノタグに合わせて移動することもできないため、[ヘルレン] 河の地に居住させてもらってもよろしいか」などと申告した (注 10)

とあるように、オトグのアラド・バトバヤルが、所属オトグの集団と別に居住することを直接旗印務処に請願していた。オトグのアラド以外にも、王公タイジやソムのアラドも旗内で移住し、それを自ら申告していた。光緒 27 (1901) 年 3 月 16 日に旗印務処が族長タイジ・バダマネリンに宛てた文書には次のようにある。

族長タイジ・バダマネリンのオトグの、タイジの爵位を未だ取得していないドガルが申し立てたところに、「私は、ハウチョー、テメート、シネ・ボラグ等の地に居住している長老サンカスワーの家畜から得られる毛皮や乳などをもらい (ebügen sangKaswa-ača sim-e küčün kereglejü)、賃労働をして報酬 (kölüsü) をいただいている。いま、管轄ダルガが [私の] ノタグについて収容を命じているが、命令に従って移動すれば、用役させてもらっている家畜や物品 (küčü sim-e kerelegülügen mal yayum-a) を [サンカスワーが] 没取すると言っており、いずれは衣食も何もかも失い貧窮の極みに至ることは事実であるので、用役の時期が終わるまで (sim-e önggertel-e)、このまま居住するためにノタグ [使用] の自由を与えてもらってもよろしいか」と申告した (注 11)

また、同治 2 (1863) 年 7 月 25 日に旗印務処がザンギ・ダムディンのソムのフンド・ダムディンに下した文書には、

ザンギ・ダムディンのソムのガルダンが、「立て続けに何人もの子供たちを病気でなくしているので、現在居住しているところから離れて別のところに住もう」と言った (注 12)

と見える。このように旗民は、身分や所属を問わず、居住地の変更を自ら旗印務処に請願することができた。そして次に見るように、他者の移動についても申し出ることができた。同治 6 (1867) 年 10 月 25 日付けで旗印務処が発した文書には、

筆帖式エリンチンが申し出たところには、「私エリンチンの実兄ツェデヴをダルガ・筆帖式ナムジルネリンのオトグより離し、本来のオトグに合流させて、我々親族と一緒に生活させアルバを遂行させていただきたい」と申告した（注13）

と見える。ここでのエリンチンの行為は、単に実兄の移動申告を代行したというより、むしろ実兄との同居を請願していたと理解できる。この点において申告者は、自身が移動しないとはいえず、やはり当該事案の当事者であったと言える（注14）。

以上のように、旗民は、自身ないし他者の転居を必要とする者として、印務処に直訴することができた。そこで提示されていたのは以下のような事由である。最も目立つものとしては、厄払いや治療が挙げられる。光緒13（1887）年、ダルガ・ドノイノロヴのオトグのウイジュンは、

私は実子がいないためメルゲンたちのお言葉に従い、バヤンゴル沿いに居住しようやく一人息子を授かった。このことで、この度メルゲンたちは「従来居住してきたバヤンゴルにそのまま住んだほうがよい」とおっしゃっている。だが、バヤンゴルというのは我がオトグの衆より著しく離れているので…（注15）

と申告しており、子宝に恵まれなかったアラドが、所属オトグとは別のノタグで暮らすことを請願していたことが看取できる。また、疾病の際にも医者やラマを頼るため、移動を必要としていた。同治12（1873）年4月に、タイジ・ウイジュンは、

私の息子の体がベテギ（注16）という病気に侵されたので、医者やラマたちの近くに、家財ごと〔移り〕住んで治してもらおうと思い…（注17）

と申し出ていた（注18）。こうした厄払いや治療と並んで多く見られたのは、扶養や相互扶助のために、親族との同居を要する事例である。同治7（1868）年2月3日に旗印務処がオトグのダルガ・ボダ等に下した文書には、

この度ダルガ・ボダのオトグのダンスルンが申し立てを行ったところには、「私ダンスルンの唯一の兄であるエデンドルギが、タイジ・ジグミドのアルバトになって別のオトグにいるため、私は本来のオトグに独りである。現在、私の母方の親戚のゴムボジャヴは、梅倫の一バグ（注19）の人たちとともにアルバを遂行しており、私は、本来のオトグでアルバを供出するべき家畜もなく貧しい人間であるので、母方の親戚のゴムボジャヴを頼って生活していくことを望んでいる。奴才を母方の親戚たちと合流させて頼って生活させてもらうことを請う」と申告した（注20）

とある。旗民が印務処に対して詳述していた、ノタグ変更の理由・経緯はこれらのほかにも、①高齢で集団と一緒に移動できずに、その地に留まることや、②借用の家畜や労働によって生計を立てるため、その貸主や雇い主のところで居住すること、また③牧草の確保のため肥沃な地に移ること、そして④高僧や高位のタイジの身の回りの世話をしたり奉仕するために、当該の寺院やタイジのそばに住むことなどが確認できた（注21）。住民による、こうしたノタグ変更事由の説明は一その主張が事実かどうかは別として一、如上の理由があれば旗内での移動が可能であったことを物語っている。その一方で、その達成には相応の根拠が求められていたことを示しており、旗内といえども住民の居住・移転には、印務処による一定の制約があったことが知られる。そのわけは、後で旗印務処の対応を検討することで明らかになる。

以上見てきたように、旗の王公タイジやアラドは、自身ないし他者が所属集団を離れて居住する必要のあることを印務処に直訴していた。しかしその主張は、[堀内 2013] で取り上げた「離脱」事案において王公タイジやメデグチが訴え出していたことと相反する方向を向いている。例えば、同治4（1865）年閏5月15日に旗印務処がダルガ・ツェベグ等に通達した文書には、

この度、タイジ・ミシグが、「随丁ネメフジャルガルたち数戸を収容してもらい、[管轄オトグの]ダルガ・ツェベグの居住する地に合流させ居住させてもらってもよろしいか」などと言って報告した際に、我が処はその通りにしてやり、彼らアラドをまとめて居住させるべく、[ザンギ・アヨールザナのソムの]什長ダルジュールを赴かせたのであった（注22）

とあり、また、道光18（1838）年無月日の旗印務処からダルガ・バヤンオンドラフ等宛ての文書には、

この度、ダルガ・バヤンオンドラフが、「管轄オトグのアラドたちが散開して暮らしているために、緊要のアルバの案件を迅速に遂行し全うすることができないということを明示して収容させようとしても、「離脱」のアラドたちは『我々のご先祖[の時]からのノタグである』と言って、私の指示に従わず移動してこないの、如何にするべきかを教示していただきたい」と言って上呈した（注23）

と見える。このように、「離脱」事案における王公タイジやメデグチの訴えは、管下の住民を、メデグチを中心にして集団で住ませようとするものであった。では、旗印務処は、こうした旗内の異なる立場からの相反する申し立てを、どのように調整・処理していたのだろうか。

2. 旗印務処の調整機能

興味深いことに、所属集団を離れて居住したいという住民の請願は、旗印務処によって直ちに認められており、管見の限り棄却・却下した事案はない。道光 23 (1843) 年無月日にダムディンとビジャーの両ダルガに宛てた文書の中で、旗印務処はゴムボの申告（この申告内容の詳細は 3.2 で引用している）について、

これをその通りにして、ゴムボの戸口と家畜を本来のオトグとは別にして、ゴムボのアルバ [負担分] の家畜 50 頭をダルガ・ビジュヤーのオトグに合わせるよう処理した (注 24)

と述べている。また、同治 10 (1871) 年 7 月 23 日のフンド・ユムジャヴへの通達でも、

ザンギ・ダムディンネリンのソムのジウムベが、「負担分の家畜 2 頭のアルバは、一括で供出するので、これまで暮らしてきたホルスタイ等の地で居住する自由を与えていただきたい」と願い出たのを、今回すべてその通りにして命じよ (注 25)

と指示している。旗印務処のこうした姿勢は、旗民が他者のノタグ変更を請願した場合でも同様であった。同治 7 (1868) 年 5 月 19 日付けで、ゴムボとジャムサランの両ダルガに宛てた文書の中に、

閑散ジャムサランが報告したところに、「私ジャムサランの近親のジャルガル、グングル、バリン、オムボイ、バンディ等の 5 名は戸口と一緒に、現在ダルガ・ゴムボのオトグでアルバを遂行している。これからは彼ら 5 名を本来のオトグに戻して合流させ、アルバを遂行させていただきたい」などと報告してきた。これを宜しくその通りにすべきであるので、このことを、ゴムボとジャムサランの両ダルガ等に一同に命じた (注 26)

と見えるように、印務処は、近親者の転居に関する請願も直ちに受け入れていた。また、光緒 29 (1903) 年 4 月に、旗内の寺院に住むハムバ・ゲゲーンが、ザンギ・ウルジンバダマのソムのソイボン・ルンルグたちを寺院付近に住まわすよう求めた際にも、旗印務処はやはりそれを容認した。

この度ハムバ・ゲゲーン殿が、… (中略) …彼ら [ソイボン・ルンルグとその弟の俗人ダムディンたちのこと] のノタグについて、本来のソムのメデグチたちが使者を出して、連れ戻して収容するよう幾度も命令を発しているが、ルイボン・ルンルグとその弟の俗人ダムディンたちを連れて行かれると、私の法会勤行と個人的な生活に大変な打撃となるので、彼らの家財をこの

まま本寺院の付近に居住させるようお願い出た。これについてノヤン殿 [中前旗ザサクのこと] にお聞きすると、「その報告の通りにしてやり、ソイボン・ランラグとその弟のダムディンたちを家財ごとハムバ・ゲゲーンの寺院の近くに住まわせて法事等の諸事に従来通り助けとなるようにせよ」と命じた (注 27)

ここまで見てきたことから明らかなように、旗印務処は、住民が所属集団を離れて居住すること自体を否定していたわけではない。しかし、こうした印務処の対応は、「離脱」事案の場合と比べると、一見相容れないように思われる。なぜなら、王公タイジやメデグチが、集団を離れた管下の住民を訴えたとき、印務処は当該住民をソムヤオトグの集団内に戻すべく動いていたからである。例えば、前節末で掲示したダルガ・バヤンオンドラフのオトグの「離脱」問題で旗印務処は、

この度彼ら、オトグのラムジャヴ、ダンスルン、エルデネツォグト、ラマ・ジャンチンたちのアラドが、管轄ダルガの指示に従わず、「先祖 [の時] からのノタグである」と言って妄りに口実を作り、集団から著しく「離脱」して暮らしているのは大きな過ちである。宜しく、このように自分たちの恣に妄りに行動するアラドを取り調べ処罰し誠めるべきである。ただ、その前に人を派遣して彼らのノタグを收容させ、オトグの衆と合流させて居住させ、もしそれでもまだ命令に忠実に従わなければ、併せて取り調べて処罰すればよい (注 28)

と命じたように、住民が集団を離れることを認めていない。

こうした旗印務処の態度に一貫性を見出すためには、住民を所属集団から離すこと自体の是非とは別の視点を設けなければならない。そこで、旗民の要請と印務処の処理の内容について、相互の関係に注目すると、旗印務処が常に申告者の意向に沿って処理に当たっていたことに気付く。つまり、旗印務処は、一方で住民が集団を離れたいと申告すれば、それを認め、他方で王公タイジやメデグチが住民を集団内に戻してほしいと訴え出れば、その通りに対応していたのである。こうした態度からは、旗内の立場を異にする者の意見を積極的に調整しようという意図は感じられない。このことは、先に掲示したハムバ・ゲゲーンの事案のように、転居後の申告事例が少なく、且つ旗印務処が一切咎め立てしていなかったことにも表れている。

そもそも旗印務処が、ノタグの移動という住民の生活に直接関わる問題に関心を示していなかったことも看過できない。ノタグの変更には、移動先の牧草の生育状態や、移動に最適な経路の調査、人・車の確保だけでなく、牧地の利用状況の把握・調整などが必要となる。だがそれについては、住民も一自らの希望で移住するとはいえ——一切触れておらず、また旗印務処も問うていない。加えて、移転後の申告が少なくなかったことを考え合わせれば、如上の問題は住民たちが自ら解決していたと考えてよいだろう。

以上により、旗印務処は、申告者の意向に則して対応することを基本姿勢としており、住民間

の意見の調整や、住民の日常生活の諸問題の解決に積極的に介入していたとは考え難い。であれば、旗印務処は、旗民のノタグ変更の何に関与し、どのような役割を担っていたのだろうか。

3. 旗印務処のアルバ管理

ノタグ変更を巡って、旗民と旗印務処の間で具体的に言及されていた問題は、①アルバ、②所属変更、③メデグチによる収容の3点だけである。以下では、これについて検討を加えながら、旗印務処の関心の所在と役割を明らかにする。

3.1. アルバ

住民の申告にはアルバへの言及が頻出する。光緒 29 (1903) 年 12 月 8 日の文書には、オトグのアラド・ネリンダシの申し立てが引用されている。

私がメルゲンのお言葉に従ってバヤンゴル等の地に住もうとしても、同オトグのダルガが我が戸口を収容しようとする上、アルバの供出もあって、オトグの衆から離れては住むことができないため、どのようにすべきかを教示していただきたい (注 29)

ここでネリンダシは、所属オトグを離れて居住するために、旗印務処にアルバの遂行について指示を求めている。同じことは、王公タイジヤソムのアラドの申し立てにも見出すことができる。同治 11 (1872) 年 2 月 8 日付けで、タイジ・サンザイは族長タイジ・ラムジャヴを通して以下のように請願している。

私にはだいぶ前から慢性の持病があり、常に医療に頼っている上、最近では一層苦しくなり更に痛みが激しくなっているため、昔から診てもらっているトイン・ダムディンの家の近くに暮らしている。だが、大切なアルバを遂行するには、オトグの衆より著しく離れてしまっているため、負担分のアルバ、家畜 60 頭は同オトグとは分けて、別でアルバを遂行することを転報して請う (注 30)

また、同年 7 月 28 日の文書には、ザンギ・アヨールザナのソムのアラド・ゴムボジャヴが、

私の家内ではここ何年か病苦に遭っており、高僧やメルゲンたちがノタグを変えて暮らしなさいとおっしゃるので、負担分のアルバ、家畜 7 頭を同ソムとは分けて、別でアルバを遂行してもよろしいか (注 31)

と申し出ていたことが記されている。このように、旗の王公タイジヤアラドは旗印務処に、所属

集団を離れて暮らすことによって生じる、アルバ遂行上の問題を報告するだけでなく、負担アルバの数量やその遂行方法の変更について具体的に提示することもあった。ここから、住民が旗印務処に要求していたことは、移動それ自体の許可というより、移動に伴って生じるアルバ遂行上の問題を解決するための措置であったことが分かる。

従って、当然のことながら、旗印務処からの通達も常にアルバに関するものであった。道光 29 (1849) 年 11 月 15 日に、旗印務処はダシフーからの移動申告を容認した上で、彼の管轄ダルガ・チャワグに次のごとく指示を出している。

ダルガ・チャワグのオトグが負担している家畜 307 頭のアルバから、ダシフーたちの [アルバ負担分の] 家畜 81 頭を今回暫定的に別にし、四半戸分のアルバを遂行させたことを、管轄ダルガ・チャワグに知れと命じるほか、定期的に供出しているアルバをこのように変更して徴収するよう、併せて命じよう (注 32)

ここで旗印務処は、旗民のアルバ負担量などを詳細に把握したうえで、アルバの徴収方法について具体的な指示を出している。ここから、アルバへの関心の大きさを窺い知ることができる。さらに言えば、アルバの遂行に問題が生じなければ、旗印務処は、住民のノタグ変更を禁じる根拠をもち得なかったと言っても過言ではない。このことは、同治 5 (1866) 年 3 月 11 日付けの文書で、旗印務処がフンド・ツォグのノタグ変更について

査するに、これまでもフンド・ツォグは、そのように息子をラマ・メルゲン・サムダンに診てもらっていたことがあり、アルバに支障を及ぼすことがないのであれば禁止する理由はないゆえ、フンド・ツォグの申告通りにしてやり… (注 33)

と述べていることにも表れているし、下のような、アルバを負担しない移動者への対応からも見て取れる。これを示すために、再度第 1 節で掲示した光緒 13 (1887) 年 5 月のウイジュンの請願事案を詳掲すると、

この度、ドノイノロヴのオトグのウイジュンが、「… (中略) …私ウイジュン等両戸 12 名はアルバを負担する家畜もなく、なんとか生計を立てている身でもあるため、本来のオトグを離れてバヤンゴル沿いに居住し、ダルガ・西のゴムボのオトグに合流しその管轄下に入れてもらってもよろしいか」と願ひ出たのを、どうするべきかと貝子殿 [中前旗ザサクのこと] にお尋ね申し上げると、「ウイジュンの申告を却下する理由はない。合流させればよいので、その通りにして命じよ」と命じられた (注 34)

とある。以上見てきたように、旗印務処は、住民からの移動請願に際して、アルバを巡る問題に

関心を示し、その遂行体制を確保し把握しようとしていた。また、住民もそれを理解していたため、アルバ遂行上の問題やその負担数・遂行方法だけでなく、アルバ負担のないこともわざわざ申告していたのである。

3.2. 所属変更

集団を離れて移住するとき、同時に所属を変更することもあった(注35)。道光23(1843)年、ダルガ・ダムディンのオトグに所属していたゴムボは、ダルガ・ビジヤーのオトグに転入することを願い出ている。

奴才のノタグは以前から、オトグの衆より遠く離れた、ヘルレン河の北側にあり、緊要のアルバの馬や家畜・品物を引き継いだり納めたりするのが困難になっている。加えて、ザンギ・セルニンのソムにいる実兄のザイサン・タヴチルの近くに住んで、兄弟の義理を果たしながら互いに助け合っていきたいとも思っている。奴才を[実兄タヴチルの]近くにノタグをもつダルガ・ビジヤーのオトグに入れてくださるよう請う(注36)

ここからも分かるように、所属の異動は、集団を離れることでアルバ遂行上生じる問題を解決する手段でもあった。このことは、旗印務処が下した通達内容にも現れている。同治2(1863)年10月5日、ダルガ・スンドヴのオトグのドガルの移住について、

彼[ドガルのこと]の戸を、遠く離して居住させれば、家畜[で収める]アルバがないとはいえ、労役のアルバを遂行させることができなくなるため、宜しく彼を同オトグとは別にして、筆帖式ツォグたちのバグに合流させて生活させればよいので、管轄ダルガ・スルヴと筆帖式ツォグたちに命じよ(注37)

と指示しているように、旗印務処は、オトグを離れるドガルを別の集団に編入させることで、労役の遂行上生じる問題に対応していた。ここでは、新旧のメデグチに対して、その転属を知らせたのみであるが、移動者に家畜のアルバが課されている場合には、その移管について詳細な指示を与えていた。同治12(1873)年8月、ダルガ・ガラマのオトグのアビダが実兄との同居を請願した件で、旗印務処が、

これについて、我々貝子[中前旗ザサクのこと]や協理や官員等で合議し審査したことには、アビダというのは、私貝子の属下の随丁の人であり、同じ[私の]随丁内部で自身の親族と合流することに何の問題もなく、またこのように近親の者に合流していた前例もあることであるので、直ちにその通りにしてやり、アビダのアルバ負担分の家畜11頭を、ダルガ・ガラマのオトグのアルバ[負担分]の家畜[数]から差し引いて、それをダルガ・ノロヴのオトグのア

ルバ〔負担分〕の家畜〔数〕に合わせ入れるよう、ガルマとノロヴの両ダルガたちに命じ、ダルガ・ガルマは、アビダ、およびその戸口とアルバ〔負担分〕の家畜をすべて上の通りに転出させ、ダルガ・ノロヴは、その通りに受け取り、互いにアルバを押し付け合うことなく、忠実に遂行せよ（注 38）

と通達を発していたように、ノタグを変更し所属を異動するアラドの新旧の管轄ダルガに対して、移管するアルバの徴収額にまで踏み込んで指示していた。

以上から分かるように、アルバの遂行・徴収はソムやオトグ等の集団を単位に行われていたため、住民のノタグ変更はそれを困難にさせるものであった。そこで旗内では印務処の下、移住者の管轄異動という措置を採ることで、アルバの遂行体制を確保しようとしていたのである。

3.3. 収容停止

住民が旗印務処に対応を求めたもう一つの問題は、住民を集団に戻そうとするメデグチの行為についてであった。道光 30（1850）年 9 月作成の文書に拠れば、ザンギ・ゲリグのソムのアラドで、フンド・ゴムボジャヴの管理下にあったダライは次のように申告している。

私は元々ヘルレン河の南岸で暮らし、家畜を〔豊富に〕持つ人たちの家畜から得られる、毛皮や乳等に頼って（mal бүкүй күмүн нарача күчү sim-e kereglejü）暮らしている。この度我がソムのメデグチたちが私を絶えず収容しようとしているが、私は 10 名ほどの家族を何とか扶養しつつ生活を維持しているのに、〔家畜を持つ人たちから〕離れてしまえば生きる術を失ってしまうため、教示し処理していただきたい（注 39）

これはソムのアラドの事案であるが、同様の要請はオトグのアラドや王公タイジからもなされている。咸豊 8（1858）年 7 月 20 日付の文書には、ダルガ・ゲンドンツォグのオトグのアラド・ダンドルが、

私は昔からヘルレン河のところに居住しており住み慣れているのに、最近ダルガ・ゲンドンツォグが、私を収容しようと絶えず指示をしてくるため、どうするべきか、教示していただきたい（注 40）

と申し出ていることが見える。また、同治 5（1866）年 3 月 27 日に旗印務処が族長タイジ・ジャムサランに送った文書からは、タイジ・ユンドイが次のように願っていたことが分かる。

私は 70 余歳で、私には頼るべき近親の父系親族がない。独り身で生計を立てているうえ、もはやヘルレン河から遠くに離れて暮らすことはできなくなってしまい、管轄オトグのタイジ

たちと離れて居住しているために、我がオトグの族長タイジ・ジャムサランが、私を收容してオトグの衆と合流させ、アルバを遂行させようと命令を出すのである。そこで私は、近親のタイジ・ゴンチグドルジとその息子のゴムボジャヴたちと一緒に、アルバ負担分の家畜 48 頭を [オトグとは] 別に供出しながら、彼らを頼って生活してもよろしいか (注 41)。

このように、旗の王公タイジやアラドは、所属集団を離れたことで管轄のメデグチが收容に来るのを止めさせるようお願い出していた。一方の旗印務処もメデグチに対して、移動者の收容の必要がなくなったことを知らせていた。同治 3 (1864) 年 7 月 19 日、ソムのアラド・ゴムボジャヴのノタグ変更に関して、旗印務処は彼の管轄ザンギ・ジャムサランとフンド・ダンスルンたちに以下のごとく指示を与えた。

ザンギ・ジャムサランのソムの護衛故ツォグは昔アルバに尽力した者である。いま、その奥方サムピルには息子のゴムボジャヴより外に看護し扶養する者はいないため、ゴムボジャヴにノタグ [使用] の自由を与え、彼を收容させることは止め、また労役のアルバも止めてやることとし、奥方サムピルを看護し扶養させて、僅かな困難もないようにしたことを所属ソムのメデグチたちに申し渡せ (注 42)

また、光緒 15 (1889) 年 9 月 2 日にはダルガ・セレオドに対して、

ラマ・ジャミヤンチョイムピルを收容させることは止めることにして、そのままガル河やバヤンオール等の地に住まわせ、奥方ゴムボジャヴの生活を支えさせてやり、彼に宛がったあらゆるアルバを適宜中断なく遂行させるよう、彼の管轄ダルガに命じよ (注 43)

と通達したように、管轄オトグのアラド・ジャミヤンチョイムピルの收容を停止するよう命じていた。

既に [堀内 2013] でも論じたように、收容の目的が集団を単位としたアルバ遂行・徴収体制の維持にあったことを考えれば、メデグチによる收容の停止は、アルバ徴収の遅滞に直結するものである。だからこそ、メデグチは旗印務処の指示を待って、ようやくその任務を停止することができたのであり、住民もそれを承知していたため、印務処を通して対処を求めているのである。そして、やはりここからも申告や通達で言及されていた問題が、印務処によるアルバの管理・徴収の実現に関わるものであったことが知れる。

3.4. 小結

本節で検討してきたことをまとめると、住民は印務処に対して、ノタグの変更によって生じるアルバ遂行上の問題や、或いはそうした問題が発生しないこと、ないしは解決可能であることを

申告していた。一方の旗印務処は、住民の転居後もアルバの徴収体制が維持できるよう、メデグチに具体的な処理内容を命じていた。つまり、ノタグ変更に際して、印務処と住民の間では、常にアルバに関わって調整が行われていたのであり、印務処の関心の所在と役割が、アルバの管理・徴収であったことが知られる。ちなみに第1節で指摘した、旗民の転居が印務処によって一定の制約を受けていた理由とは、この点にあったのである。

ところで、先に「離脱」事案との比較から、旗印務処が、申告者の意向に則して対応することを基本姿勢としていたことを指摘した。だがそれには、上で見てきたように、「旗内のアルバ遂行・徴収上問題が生じない限りにおいて」という条件が付く。といよりむしろ、その観点から、旗内の要請に対処していたと言うべきであろう。この理解は、「離脱」事案の検証からも補強できる。[堀内 2013]でも指摘した通り、そもそも王公タイジやメデグチはアルバ遂行体制の確保のために、管下の住民を集団内に戻すよう要請していた。例えば、光緒 15 (1889) 年、族長タイジ・ラムジャヴが、

この度、我がオトグのタイジ・テムチグドルジが、家財ごとザラーカ倫の地で境界付近に暮らして、オトグの衆のノタグより遠く離れていることは「離脱」している状態なので、旗のナーダムや季節ごとに行う法会、印務処駐班で使う物資やそこでの使役、また貧困者の扶養など、諸々のアルバが課されたときに速やかに対応できるように、彼のノタグを収容して本来のオトグと合流させようとするものの、彼は聞き入れない…(中略)…彼の家財を、公務の差使等を派遣して収容させ、本来のオトグと合流させて住まわせてもらえるかどうか、或いはどうするべきかを教示されることを請う(注 44)

と報呈しているように、メデグチは、アルバ遂行上の問題を解決するために管下の住民の収容を願い出ている。王公タイジの訴えも同様である。同治 7 (1868) 年に二等タイジ・ナサンワチルは、随丁等の収容を願い出た際に次のように述べている。

我が随丁オトグの中から、多数の戸口のアラドが北上して、ボムバト、フチョー等の地に居住しているので、管轄オトグのダルガ・ディムを派遣して、彼らのノタグを収容させようとしたが、全く命令に従わず移動してこない。この間、管轄処に使役することなど、アルバ[の遂行]が停顿しているうえ、緊要のアルバを彼らに洩れなく伝え遂行させる術を完全に失ったため、このように恣に著しく離れて暮らしているアラドたちを収容させて来させ、ガル河のところに住まわせながら、諸々のアルバを遂行させて居住させていただけでないか(注 45)

このように王公タイジもアルバ遂行体制の崩壊を訴え、その解決のために属民の収容を請願していた。ちなみに、印務処がこれを直ちに認めて、対応に当たっていたことは、

これを管轄ダルガ・ディムに命じて、文書が届いたら賢能な使者一名を任命し、また我が処から派遣した差使も同伴させて、彼ら「離脱」したアラドたちを追い立てて移動させ、ガル河等の地に移住させて、様々なアルバを支障をきたすことのないよう遂行させて暮らせよ（注46）

と、管轄メデグチに命じている通りである。このように、「離脱」事案においても印務処は、旗内からの要請に沿った処理を行っていたが、その要請自体がアルバ遂行体制の確保を目的に提出されたものであったと言える。

以上から、印務処の姿勢とは、申告者の要請に従うことを基本としつつ、アルバ遂行・徴収の観点から対処を判断するものであったことが分かる。それゆえ、この点に問題が生じなければ、旗内からの相対立する請願をともに容認するような事態が起き得たのである。

おわりに

本稿では、旗内統治において印務処が担っていた役割を明確にすることを目的として、ノタグ変更関連文書を分析してきた。その結果、住民が印務処に対して、アルバ関連の処理を求めていること、また印務処が、旗内からの申し立てについて専らアルバ遂行・徴収の観点から判断していたことを明らかにした。ここから、印務処がアルバの管理・掌握につとめていたことが知見として得られるわけだが、筆者はむしろ次の点に注目したい。すなわち、住民の移動には、牧草地の確保・利用調整や経済的な負担など様々な問題が付随するのにも拘らず、印務処の関与がアルバ遂行に関わる問題に限定されていたことである。これは、旗内社会において、日常的な利害関係の調整やコンセンサスの形成といった、社会秩序を維持するために必要な一部の機能が、印務処に期待されていなかったことを示唆する（注47）。換言すれば、印務処は旗内部の統治機能を一手に担っていたのではなく、介入しなくてもよい—あるいは干渉できない—統治領域があったことが推定されるのである。

冒頭で述べたように、筆者の問題意識は、王公タイジによるモンゴル固有の統治体制と清朝時代に新たにつくられた盟旗制という、モンゴル統治の二重性のあり方にある。その全容解明には遠く及ばなかったが、旗内の具体的事案の分析から、印務処がアルバの管理など自らの権限に属する範囲で事務処理に当たっていたことを指摘できたことは、その一助となるかと思う。そして、こうした印務処の統治機能の限定性は、もう一方の王公タイジによる統治行為の解明が必要であることを示している。これについては、今後の課題としたい。

注

- (1) [岡 2003] や [中村 2005] など。ただし、当時は旗内の社会構造について殆ど明らかにされておらず、これらの研究が大きな意義を有していたことは述べるまでもない。

- (2) 例えば、アルバ（貢租や賦役）をめぐるソムの働き [中村 2011]、裁判体制 [額定其勞 2012]、タブナンの役割 [ブレンソド 2013]、管理体制 [堀内 2013] などが挙げられよう。
- (3) ノタグ (nutuy) とは人の生活空間を指す。それゆえ遊牧民のノタグの変更とは、単に居住地を移るだけでなく、家畜を放牧させる牧草地を変えることを意味する。
- (4) 清代モンゴルの裁判制度における旗印務処の働きについては、萩原守が具体事例に基づいて詳細な検討を加えている [萩原 2006: 52-90, 180]。
また、アルバ (alba) とは貢租賦役などと訳されるもので [二木 1984]、満洲がモンゴルに課した義務だけでなく、地域で固有に課された義務も含まれることがある。アルバについては、ゴムボヤナサンバルジル等モンゴル人研究者による専論がある [Гомбо1960: Насанбалжир1964]。
- (5) [二木 2003: 141] にあるように、中前旗のフォンド (M-36) の保管単位数は、他の旗よりも圧倒的に多い。ただし、その経緯は明らかでない。
- (6) アナダについては、モンゴル国立中央公文書館所蔵のフォンド番号 M-36、目録番号 D-2、保管単位 XH378、史料番号 No.5 (以下同館所蔵の史料は、単に [M-36, D-2, XH378, No.5] というように記す) にシヨロイの第9子とあるが、『欽定外藩蒙古回部王公表伝』巻57には第11子とある。なお、[Пэрлээ2001: 232] や [Сономдагва1998: 151] では、シヨロイの第9子とされている。
- (7) 中前旗の比丁冊は、モンゴル国立中央公文書館に多数保存されているが、未だ網羅的な調査はできていない。手元にある限られた史料に基づけば、康熙 41 (1702) 年に9ソム [M-1, D-1, XH-1a, No.8]、同 49 (1710) 年に13ソム [M-1, D-1, XH-1a, No.12] の登録があるが、乾隆 12 (1747) 年には3ソム [M-36, D-1, XH-2] に激減している (ソムの定額が150名であるのに対し、このなかには350名を超えるものもあり、ソムの編成が崩壊状態であったとも考えられる)。その後、少なくとも乾隆 48 (1783) 年から嘉慶期末ごろまでは、比丁冊に5ソムが記載されており [M-36, D-1, XH-30 (乾隆 48年): M-36, D-1, XH-62 (乾隆 52年): M-36, D-1, XH-86 (乾隆 56年): M-36, D-1, XH-169 (嘉慶 8年): M-36, D-1, XH-859 (嘉慶 16年): M-36, D-1, XH-287 (嘉慶 20年)]、同治 6 (1867) 年以降は4.5ソムであったことが確認できる [M-36, D-1, XH-1483 (同治 6年): M-36, D-1, XH-1611 (同治 10年): M-36, D-1, XH-1959 (光緒 9年): M-36, D-1, XH-2644 (光緒 33年): M-36, D-1, XH-2752 (宣統 3年) など]。残念ながら、嘉慶 24 (1819) 年から同治 2年 (1863) までの比丁冊は実見できなかった。
そこで同旗のアルバ均分冊をみると、道光 6 (1826) 年までは5名のザンギの名下に [M-36, D-1, XH-397 (道光 3年): M-36, D-1, XH-471 (道光 6年)]、道光 8 (1828) 年から30 (1850) 年まではザンギ4名とフォンド1名の名下に [M-36, D-1, XH-523 (道光 8年): M-36, D-1, XH-590 (道光 11年): M-36, D-1, XH-768 (道光 18年): M-36, D-1, XH-806 (道光 19年): M-36, D-1, XH-837 (道光 21年): M-36, D-1, XH-950 (道光 25年): M-36, D-1, XH-957 (道光 26年): M-36, D-1, XH-1099 (道光 30年)]、それぞれアルバ負担内容が記載されているが、咸豊 7 (1857) 年以降は、それがザンギ4名とフーグチ (領催) 1名になっている [M-36, D-1, XH-1216 (咸豊 7年): M-36, D-1, XH-1286 (咸豊 9年): M-36, D-1, XH-1314 (咸豊 10年): M-36, D-1, XH-1715 (光緒 13年): M-36, D-1, XH-2408 (光緒 24年): M-36, D-1, XH-2668 (光緒 33年) など]。同治 6年以降の比丁冊において、4.5ソムの編成が4名のザンギと1名のフーグチからなっていたことを考え合わせれば、咸豊期初め頃に5ソムから4.5ソムに変更されたと推定できる。中前旗の比丁冊を見る限り、乾隆期半ばの前後で書式が異なっており、そのことも含めてソムの編成に関する詳細な調査が必要である。
- (8) こうした旗地の広さが、旗内でも文書行政を必要とし、旗内往来文書が多数現存することにつながったのかもしれない。
- (9) medegči. 少なくとも中前旗では、族長タイジ、オトグのダルガ、またザンギ (章京) やフォンド (驍騎校) やフーグチ (領催) 等ソムの官員をいう。
- (10) M-36, D-2, XH-2534, No.1、同治 12 (1873) 年 7月 28日付中前旗印務処発ダルガ・ゲリグセンゲ等宛下行文書。引用史料中の [] 内の補足と鉤括弧 (「」) は筆者が付したものである。以下同じ。
- (11) M-36, D-2, XH-3845, No.4、光緒 27 (1901) 年 3月 16日付中前旗印務処発族長タイジ・バダマネリン宛下行文書。引用史料中の () 内は原文のモンゴル語の転写である。以下同じ。
- (12) M-36, D-2, XH-2194, No.5、同治 2 (1863) 年 7月 25日付中前旗印務処発フォンド・ダムディン宛下行文書。
- (13) M-36, D-2, XH-2325, No.4、同治 6 (1867) 年 10月 25日付中前旗印務処発ダルガ・アヨール等宛下行文書。
- (14) 他者の移動を申告するのは、原則、申告者が移動者との同居を希望する場合であった。多くは近親者による報告であったが、高僧や王公タイジがアラドの移住を請願した事案もある [M-36, D-2, XH-3845, No.1; M-36, D-2, XH-3911, No.3]。

例外は、本文第3節で提示した、同治 11年 2月に族長タイジ・ラムジャヴが管下のタイジ・サンザイの

- 移動を申告した事案である。ここでは、サンザイが疾病のために自ら届け出ることができず、管轄の族長タイジ・ラムジャヴを介して「転報して請う」ており、同居を請願した他の事例とは性格を異にしている [M-36, D-2, XH-2499, No.3]。
- (15) M-36, D-2, XH-3247, No.28、光緒 13 (1887) 年 5 月 6 日付中前旗印務処発ダルガ・ドノイノロヴ、ダルガ・西のゴムボ等宛下行文書。
- (16) bideg. 家畜から犬に感染し更に人間にもうつる病気で、肝臓を患う。
- (17) M-36, D-2, XH-2534, No.13、同治 12 (1873) 年 4 月 10 日付中前旗印務処発族長タイジ・バダマドルジ宛下行文書。
- (18) 当時は、病気に侵されることも厄と認識されていたようで、治療と厄払いは不可分であった。このことは、3.1 で引用した同治 11 年 7 月の元ザンギ・ゴムボジャヴの事例で、「家内ではここ何年か病苦に遭っており、高僧やメルゲンたちもノタグを変えて暮らしなさいとおっしゃる」とあることに端的に表れている。ちなみに筆者は、モンゴル国に留学中の 2004 年に、病気を治すには居住地を変えるようメルゲン（ここでは占いをするラマ）に言われたことがあり、現在もノタグの変更は厄払いの一つの方法であることが分かる。
- また、ここで掲示した事案以外にも、以下の文書から厄払いや治療のための移動が行われていたことが知られる。[M-36, D-2, XH-2194, No.5 (同治 2 年 7 月 25 日) : M-36, D-2, XH-2194, No.14 (同治 2 年 10 月 5 日) : M-36, D-2, XH-2303, No.20 (同治 5 年 3 月 11 日) : M-36, D-2, XH-2303, No.8 (同治 5 年 12 月 11 日) : M-36, D-2, XH-2499, No.3 (同治 11 年 2 月 8 日) : M-36, D-2, XH-2499, No.11 (同治 11 年 7 月 28 日) : M-36, D-2, XH-3911, No.27 (光緒 29 年 12 月 8 日) : M-36, D-2, XH-3956, No.4 (光緒 30 年 12 月 2 日) : M-36, D-2, XH-4001, No.19 (光緒 31 年 9 月 22 日)] など。
- (19) 中前旗では、旗印務処の官員は、本来の集団とは別にバゲヤオトグといった集団をつくっていたようである。このことについては、官員に宛がわれていた随丁の問題も含めて調べる必要がある。
- (20) M-36, D-2, XH-2367, No.2、同治 7 (1868) 年 2 月 3 日付中前旗印務処発ダルガ・ボダ等宛下行文書。
- なお、扶養や相互扶助のために、転居して親族と同居しようとする事案には、[M-36, D-2, XH-1459, No.2 (道光 23 年無月日) : M-36, D-2, XH-2230, No.16 (同治 3 年 7 月 19 日) : M-36, D-2, XH-2325, No.2 (同治 6 年 9 月 13 日) : M-36, D-2, XH-2325, No.4 (同治 6 年 10 月 25 日) : M-36, D-2, XH-2367, No.9 (同治 7 年 5 月 19 日) : M-36, D-2, XH-2534, No.25 (同治 12 年 8 月 7 日) : M-36, D-2, XH-3330, No.34 (光緒 15 年 9 月 2 日)] などがある。
- (21) ①は、[M-36, D-2, XH-954, No.1 (咸豊 6 年 5 月 21 日) : M-36, D-2, XH-2303, No.6 (同治 5 年 3 月 27 日) : M-36, D-2, XH-2425, No.5 (同治 9 年 9 月 21 日) : M-36, D-2, XH-2534, No.1 (同治 12 年 7 月 28 日)] などに、②は、[M-36, D-2, XH-1747, No.3 (道光 30 年 9 月 20 日) : M-36, D-2, XH-3845, No.4 (光緒 27 年 3 月 16 日)] などに、③は、[M-36, D-2, XH-1698, No.1 (道光 29 年 11 月 15 日)] に、④は、[M-36, D-2, XH-3845, No.1 (光緒 27 年 3 月 1 日) : M-36, D-2, XH-3911, No.3 (光緒 29 年 4 月 23 日)] に、それぞれ見て取れる。
- (22) M-36, D-2, XH-2258, No.5、同治 4 (1865) 年閏 5 月 15 日付中前旗印務処発ダルガ・ツェベグ等宛下行文書。
- (23) M-36, D-2, XH-1274, No.4、道光 18 (1838) 年無月日付中前旗印務処発ダルガ・バヤンオンドラフ等宛下行文書。
- (24) M-36, D-2, XH-1459, No.2、道光 23 (1843) 年無月日付中前旗印務処発ダルガ・ダムディン、ダルガ・ビジヤール等宛下行文書。
- (25) M-36, D-2, XH-2466, No.1、同治 10 (1871) 年 7 月 23 日付中前旗印務処発フンド・ユムジャヴ宛下行文書。
- (26) M-36, D-2, XH2367, No.9、同治 7 (1868) 年 5 月 19 日付中前旗印務処発ダルガ・ゴムボ、ダルガ・ジャムサラン宛下行文書。
- (27) M-36, D-2, XH-3911, No.3、光緒 29 (1903) 年 4 月 23 日付中前旗印務処発ザンギ・ウルジンバダマ宛下行文書。
- (28) M-36, D-2, XH-1274, No.4、道光 18 (1838) 年無月日付中前旗印務処発ダルガ・バヤンオンドラフ等宛下行文書。
- (29) M-36, D-2, XH-3911, No.27、光緒 29 (1903) 年 12 月 8 日付中前旗印務処発ダルガ・バザル宛下行文書。
- (30) M-36, D-2, XH-2499, No.3、同治 11 (1872) 年 2 月 8 日付族長タイジ・ラムジャヴ宛中前旗印務処宛上呈文書。
- (31) M-36, D-2, XH-2499, No.11、同治 11 (1872) 年 7 月 28 日付中前旗印務処発ザンギ・アヨールザナ宛下行文書。
- (32) M-36, D-2, XH-1698, No.1、道光 (1849) 年 11 月 15 日付中前旗印務処発ダルガ・チャバグ宛下行文書。
- (33) M-36, D-2, XH-2303, No.20、同治 5 (1866) 年 3 月 11 日付中前旗印務処発ザンギ・ダムディン宛下行文書。
- (34) 前掲注 (15) に同じ。
- (35) 旗内の所属変更について、筆者は 2014 年 5 月 31 日に東北大学片平キャンパスで開催された満族史学会において、「清代後期モンゴルにおけるアラド (平民) の管理について—ハルハ・セツェン・ハン部中前旗内部

の所属変更事案を通して」と題して発表した。

- (36) M-36, D-2, XH-1459, No.2、道光 23 (1843) 年無年月付中前旗印務処發ダ爾ガ・ダムディン、ダ爾ガ・ビジャー等宛下行文書。
- (37) M-36, D-2, XH-2194, No.14、同治 2 (1863) 年 10 月 5 日付中前旗印務処發ダ爾ガ・スンドヴ、筆帖式ツォグ等宛下行文書。
- (38) M-36, D-2, XH-2534, No.25、同治 12 (1873) 年 8 月 7 日付旗印務処發ダ爾ガ・ガルマ、ダ爾ガ・ノロヴ等宛下行文書。
- (39) M-36, D-2, XH-1747, No.3、道光 30 (1850) 年 9 月 20 日付中前旗印務処發フンド・ゴムボジャヴ宛下行文書。
- (40) M-36, D-2, XH-2014, No.10、咸豊 8 (1858) 年 7 月 20 日付中前旗印務処發ダ爾ガ・ゲンドンツォグ宛下行文書。
- (41) M-36, D-2, XH-2303, No.6、同治 5 (1866) 年 3 月 27 日付中前旗印務処發族長タイジ・ジャムサラン宛下行文書。
- (42) M-36, D-2, XH-2230, No.16、同治 3 (1864) 年 7 月 19 日付中前旗印務処發ザンギ・ジャムサラン、フンド・ダンスルン等宛下行文書。
- (43) M-36, D-2, XH-3330, No.34、光緒 15 (1889) 年 9 月 2 日付中前旗印務処發ダ爾ガ・セレオド宛下行文書。
- (44) M-36, D-2, XH-3330, No.22、光緒 15 (1889) 年 7 月 29 日付族長タイジ・ラムジャヴ發中前旗印務処宛上呈文書。
- (45) M-36, D-2, XH-2367, No.8、同治 7 (1868) 年 6 月 5 日付中前旗印務処發ダ爾ガ・ディム宛下行文書。
- (46) 同上。
- (47) こうしたことは、ゾド（寒雪害）時における旗印務処や住民の態度からも見て取れる。すなわち旗印務処は、他旗に一時避難する住民に対して、牧草地の調査や新たなノタグの選定等をしてやるようなことはしなかったし、住民もそれを旗印務処に求めることはなかった（2012 年 7 月 15 日開催の第 49 回野尻湖クリルタイでの口頭発表「清代ハルハ・モンゴル遊牧民社会における牧地調整について—一人畜避難措置を事例として—」）。

引用文献

額定其勞

2012「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』16:167-204。

岡洋樹

2003「東北アジア地域史と清朝の帝国統治」『歴史評論』642:50-59。

2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東京：東方書店。

田山茂

1953『清代に於ける蒙古の社会制度』東京：文京書院。

中村篤志

2003「清代モンゴルの比丁冊に見るタイジの血縁分枝集団」『東洋学』90:110-90 (1-25)。

2005「清代モンゴル旗社会におけるタイジの血統分枝と属民所有」『山形大学歴史・地理・人類学論集』6:27-45。

2011「清朝治下モンゴル社会におけるソムをめぐる：ハルハ・トシェート・ハン部左翼後旗を事例として」『東洋学報』93-3:366-342 (01-025)。

萩原守

2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』東京：創文社。

二木博史

1984「ホショー内における平民の貢租賦役負担—清代ハルハモンゴルの場合—」『内陸アジア史研究』1:25-40。

2003「モンゴル国立中央文書館所蔵の清代文書史料：フォンド目録（アジアにおける在地固有文書解題）『史資料ハブ：地域文化研究：東京外国語大学大学院地域文化研究科 21 世紀 COE プログラム「史資料ハブ 地域文化研究拠点」』no.1:136-147。

ブレンソド（斉英）

2013「清代内モンゴルの旗内社会における貴族とその管理様態—ハラチン三旗を事例として」『内陸アジア史研究』28:53-74。

堀内香里

2013「清代中期以降におけるハルハ・モンゴル旗内の社会関係調整機能について—セツェン汗部中前旗の「離脱」案件を通して—」『内陸アジア史研究』28:75-100。

矢野仁一

1925『近代蒙古史研究』京都：弘文堂書房。

趙雲田

1989『清代蒙古政教制度』北京：中華書局。

Гомбо, Л.

1960 *Манжийн үеийн албан гавчуур 1850–1910*. Улаанбаатар.

Насанбалжир, Ц.

1964 *Ар монголоос Манж чин улсад залгуулж байсан алба 1691–1911*. Улаанбаатар.

Пэрлээ, Х.

2001 Дорнод монголд ХҮШ зуунд өмч хуваасан тэмдэглэлийн тухай. *Эрдэм шинжлээний өгүүддүүд II*, pp.232–233. Улаанбаатар. (Анх гарсан нь : *Studia Ethnografica*. 1–2. УБ. 1978).

Сономдагва, Ц.

1998 *Монгол улсын засаг, захиргааны зохион байгуулалтын өөрчлөлт, шинэчлэлт*. Улаанбаатар.

